

令和5年第3回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

1番 藤本 尚人	10番 小田 一夫
2番 谷 富廣	12番 都築 吉弘
3番 大久保 孝雄	13番 田中 耕治
4番 原田 政憲	14番 藤原 和夫
5番 藤原 昌樹	15番 長浦 勝幸
6番 蔭山 勝利	16番 安達 英雄
7番 河野 弘彦	17番 藤岡 由信
9番 河野 耕八郎	19番 村上 一好

4. 欠席委員

8番 尾方 隆子	11番 櫻間 芳幸
	18番 松家 安信

5. 事務局

局長 中津 圭二	
事務主任 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第14号 非農地証明願について
- 第6 議案第15号 美馬市農業委員会が管理する個人情報保護に関する規程を廃止する訓令について
- 第7 議案第16号 令和4年度第12期農用地利用集積計画について（諮問）

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第3回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、8番・尾方委員さん、11番・櫻間委員さん、18番・松家委員さんの3名です。只今の出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	【会長挨拶】
事務局長	<p>ありがとうございました。議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が、総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、9番・河野委員、10番・小田委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可の取消について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
事務局長	<p>議案第11号 農地法第3条の規定による許可の取消願、2案件について、説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字東岸ノ下●●、地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。申請地は、旧郡里小学校の南東約●●mに位置する第1種農地です。貸人は、●●。借人は、●●であります。この案件は、●●が営農型太陽光発電施設を設置するとして、5条許可を受けた関連案件となります。太陽光パネル施設の下部農地において、貸人、●●が、借人、●●と貸借権の設定を行ないシキミを栽培するとして、令和4年2月25日付け、美農委指令第11号により、3条許可を受けております。今回、貸借権の設定を改め、売買契約を締結するという協議が成立したことから、貸人、借人双方から許可の取消願が提出されました。</p>

	<p>次に、番号2です。</p> <p>こちら、番号1と同様の内容となります。</p> <p>申請地は、美馬町字東岸ノ下●●、地目等の詳細は、議案書記載のとおりです。申請地は、番号1の南側に隣接する農地です。貸人は、●●、借人は、●●であります。令和4年2月25日付け、美農委指令第13号による3条許可の取消となります。</p> <p>なお、2案件の許可の取消に伴ない、後ほど、議案第12号で、売買による3条許可申請について、ご審議を頂くこととなります。</p> <p>以上で、農地法第3条の規定による許可の取消願について、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農地法第3条の許可の取消願でございますが、この2案件につきましては、取消願を認め、申請者に取消決定通知書を交付するという審議となります。</p> <p>また、今回の申請において、議事参与の制限の対象となる案件が、1件ございます。そのため、順番が前後しますが、議事参与の対象となる案件を、先にご審議いただきまして、その後に、残り1件の申請案件をご審議いただくという順番として、よろしいでしょうか</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>それでは、議事参与の制限の対象者となりますのは、番号2の申請に係る●●番・●●委員です。よって、●●委員の退室を求めます。</p> <p>当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくお願ひします。小休します。</p>
	(●●番・●●委員、退室後)
議長	<p>再開します。それでは、番号2につきましての審議を行います。</p> <p>何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
一同	(何もなし)
議長	<p>それでは、番号2につきまして、お諮りいたします。</p> <p>3条許可の取消決定通知書を交付することと決定してよろしいでしょうか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、許可の取消決定通知書を交付することと、決定いたします。</p> <p>●●番・●●委員の入室を認めます。小休します。</p>
	(●●番・●●委員、着席後)
議長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。

	<p>続きまして、番号1についての討議に移らせていただきたいと思います。 何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
	<p>(7番・河野委員挙手)</p>
議長	<p>7番・河野委員どうぞ。</p>
7番 河野 弘彦 委員	<p>7番・河野です。 申請農地ですが、過去に営農型太陽光パネルを設置するというので、一時 転用許可がされていると思うのですが、太陽光発電の下部において、作物を 栽培するという自体においては、変更はないのでしょうか。</p>
	<p>(事務局長、挙手)</p>
事務局長	<p>今回の3条許可の取消申請につきましては、貸借権設定で受けた3条許可 を売買に変更するための申請となります。営農型太陽光における事業計画と しては、下部農地において、シキミを栽培するとして計画であり、事業計画 の変更はございません。契約形態が変更となることから、取消決定後、後ほ ど、ご審議頂くこととなりますが、新たな3条売買の許可を受けるための申 請でございます。</p>
7番 河野 弘彦 委員	<p>理解しました。 ありがとうございました。</p>
議長	<p>お諮りいたします。 番号1につきまして、許可の取消決定通知書を交付することに、ご異議は、 ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、番号1につきましても、取消決定通知書を交付することと、決定い たします。</p>
議長	<p>次に、日程第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に ついて、事務局に説明を求めます。</p>
	<p>(事務局長 挙手)</p>
事務局長	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたし ます。今回、第3条は10案件でございますが、これらの申請について、法 定の添付書類は整っております。 議案書2ページをお開き下さい。 番号1です。 申請地は、美馬町字瀧下●●、竹ノ内●●ほか2筆、宮前●●ほか2筆、合 わせて、7筆の農地で、詳細は、議案書に記載のとおりです。面積は、合わ</p>

せて、3, 567㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、13, 355㎡。通作距離は、15kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻及び野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、四国三郎の郷から北東に、約●●mから●●kmに位置する農地であります。

次に、番号2です。

申請地は、美馬町字西高畑●●、中東原●●。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、1, 491㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、31, 528㎡。通作距離は、600mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、ブロッコリー等の季節野菜や水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地、西高畑●●は、美馬中学校の南西に約●●m、中東原●●は、美馬中学校の西、約●●mに位置する農地であります。

次に、番号3です。

申請地は、美馬町字中東原●●。地目は、畑。面積は、747㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、番号2と同じで●●であります。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、レタス等の季節野菜の作付けを行うこととしております。申請地は、美馬中学校の西、約●●mに位置する農地であります。

3ページをお願いします。

次に、番号4です。

申請地は、美馬町字中須●●。地目は、田。面積は、431㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、11, 296㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧郡里小学校の南、約●●mに位置する農地であります。

次に、番号5、番号6は、関連案件でございますので、一括して説明いたします。

こちらの案件は、議案第11号の3条許可、賃借権設定の許可取消に伴な

う、売買による許可申請となります。番号5の申請地は、美馬町字東岸ノ下●●。番号6の申請地は、東岸ノ下●●です。地目等の詳細は、記載のとおりです。番号5の譲渡人は、●●。番号6の譲渡人は、●●であります。譲受人は、●●であります。耕作面積は、7, 819㎡。通作距離は、50kmで、稼働人員は3人となっています。先程の許可の取消の審議でご説明いたしましたとおり、貸借権の設定による3条許可の取消を行ない、新たに売買を行うものです。なお、先程の説明と重複いたしますが、第1種農地における営農型太陽光発電施設の一時転用許可を受けており、農地取得後は、シキミの栽培を行うこととしております。

次に、番号7です。

申請地は、脇町木ノ内字正アカ池●●。地目は、田。面積は、360㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、4, 310㎡。通作距離は、50mで、稼働人員は、1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の東、約●●mに位置する農地であります。

4ページをお願いします。

次に、番号8です。

申請地は、脇町字井口東●●ほか1筆、脇町字上ノ原●●ほか4筆合わせて、7筆の農地です。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、8, 253㎡であります。譲渡人は、●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、55, 160㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、麦と水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、上ノ原集会所から約●●mから●●mに位置する農地であります。

次に、番号9です。

申請地は、脇町大字北庄字上庄●●、大字猪尻字西上野●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、2, 084㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、4, 269㎡。通作距離は、400mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。

	<p>農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、農業共済組合西部支所の北西、約●●mに位置する農地であります。</p> <p>次に、番号10です。</p> <p>申請地は、脇町字拝原●●、●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、1,603㎡であります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。耕作面積は、5,977㎡。通作距離は、1kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町東部団地の南、約●●mに位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの10案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、1番・藤本委員さんお願いします</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。3月19日に現地確認を行いました。現地確認しましたところ、これらの農地は、複数の場所に点在しておりますが、現在も、耕作がされており、新たに、これらの農地を引継ぎ耕作を行なっていくということでございますので、問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2、番号3は、5番・藤原委員さんお願いします。</p>
5番 藤原 昌樹 委員	<p>5番・藤原です。先日、現地確認してまいりました。番号2、番号3は、いずれも、●●さんが取得されるということですが、農業への取り組みも熱心な方であり、また、若い後継者もいることから、問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号4は、13番・田中委員さんお願いします。</p>
13番 田中 耕治 委員	<p>13番・田中です。</p> <p>3月23日に、現地確認いたしました。特に、問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号5、番号6は、以前に確認済みです。</p> <p>番号7は、6番・蔭山委員さんお願いします。</p>
6番	<p>6番・蔭山です。</p>

蔭山 勝利 委員	本日、現地確認いたしました。申請地に隣接する農地も、譲受人の●●さんが耕作しており、申請地も合わせて耕作されるということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 番号8は、19番・村上委員さんお願ひします。
19番 村上 一好 委員	19番・村上です。 3月22日に、現地確認いたしました。7筆の農地のうち、1箇所は、雑草が生え1mぐらいになっておりますが、その他の農地は、トラクターで耕運され、よく管理されております。特に、問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	番号9は、9番・河野委員さんお願ひします。
9番 河野耕八郎 委員	9番・河野です。 3月23日に、現地確認いたしました。北庄、上庄と猪尻、西上野の2筆の農地でございますが、字界に隣接する日当たりの良い優良農地でございます。譲受人の●●さんも大農家でありますので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	番号10は、4番・原田委員さんお願ひします。
4番 原田 政憲 委員	4番・原田です。3月16日に現地確認いたしました。 何ら問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	ご報告、ありがとうございました。 これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。今回の3条申請においては、2件の議事参与の制限の対象者となる案件がございます。番号6が、13番・田中委員、番号10が、7番・河野委員となります。そのため、一括して、質疑をお受けした後、議事参与の対象となる審議案件の採決を先に行ひ、その後、残りの8案件についての採決を行なう順番として、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	それでは、番号1から番号10までの案件につきまして、何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
議長	無いようです。 それでは、先に、議事参与案件2件の採決を行いますので、●●番・●●委員、●●番・●●委員の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、再度入室をしていただきますので、よろしくお願ひします。小休します。
	(●●番・●●委員、●●番・●●委員 退室後)

議長	再開します。 それでは、番号6、番号10について、お諮りいたします。 許可することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと、認めます。 よって、番号6、番号10の2案件につきましては、許可することと決定いたします。●●番・●●委員、●●番・●●委員の入室を認めます。 小休します。
	(●●番・●●委員、●●番・●●委員、着席後)
議長	それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。 続いて、番号1から番号5、番号7から番号9までの残り8案件について、お諮りいたします。許可することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、残り8案件につきましても、許可することと決定いたします。 以上、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請10案件につきましては、許可することと、決定いたします。
議長	次に、日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、5案件の説明をさせていただきます。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。 議案書の5ページをお願いいたします。 番号1です。 転用場所は、美馬町字宮前●●。地目は、畑。面積は、336㎡であります。 譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。居宅の建築及び進入路の設置に伴う所有権移転による追認による許可申請です。 申請地は、平成18年、農地に隣接する宅地に建っていた古家を取り壊し、新たに木造平屋建、1棟を建築した際、宅地と申請農地を跨ぐ形で建築が行なわれており、宅地・進入路・庭として、現在利用されております。この度、不動産業者を通じて、譲受人との売買契約の話がまとまり、手続きを進めるにあたり、農地法の許可が必要であったことを知り、追認による許可申請に至ったものです。譲渡人からは、今後は、このようなことが無いように農地

法を遵守致しますとの内容の始末書が提出されております。申請地は、宮北コミュニティセンターの北東、約●●mに位置する農地で、農地区分は、農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

次の、番号2、番号3は、関連案件となりますので、一括して説明いたします。

こちらの案件は、令和3年5月12日付け、徳島県指令西総第●●号で県許可を受けて、低圧の太陽光発電施設を設置するとした内容の申請に伴う事業者の変更並びに事業計画の変更となります。当初の計画といたしましては、番号2に記載の面積、美馬町字中山●●、面積、686㎡のうち、171.94㎡。中山●●、面積、1,131のうち、1,054㎡。

合わせて、1,225.94㎡において、貸人、●●と借人、●●との間において、18年間の貸借権設定により、太陽光発電施設を設置するとした部分転用による許可を受けておりました。許可後、工事を実施した際、当初の事業計画と違った形での施工が行われ、許可を受けていない農地部分にまで及んで太陽光パネルが設置され、違反転用状態となり、既に工事が完了しております。番号3に記載した面積、1,657㎡が、実際の転用面積となります。また、当初計画では、事業者が、●●で許可を受けておりましたが、許可後においてにおいて、事業者の変更が行なわれており、現在は、●●となっております。この度、事後における申請となりますが、これらの当初計画内容との齟齬を正すため、追認による許可申請に至ったものです。なお、施工当時の事業者である●●から始末書の提出がされております。

6ページをお願いします。

番号4です。

転用場所は、美馬町字坊ヶ谷●●、●●。地目は、それぞれ、畑。面積は、合わせて、1,557㎡であります。なお、併せて利用する土地は、議案書記載のとおりです。貸人は、●●、借人は、●●であります。産業廃棄物中間処理施設の拡張に伴う、10年間の賃貸借権設定による転用申請です。申請理由としまして、転用者は、現在、木材をチップにする中間処理施設を営んでおりますが、新たな事業として、プラスチックの破砕、コンクリート殻処理施設の許可を受ける予定です。申請地には、単管パイプ造、トタン屋根の倉庫、建築面積、160㎡を建築します。また、コンクリート殻破砕ヤード、混合廃棄物分別ヤードを設置します。造成計画としまして、現状地盤のまま整地します。取水排水はありません。雨水については、敷地内で自然地

	<p>下浸透とします。申請地は、美馬インターチェンジの北西、約●●mに位置する農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号5です。</p> <p>転用場所は、穴吹町三島字三谷●●ほか3筆、詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、6, 410㎡であります。こちらの申請地は、昨年5月総会で、太陽光発電施設を設置するとしてご審議頂き、許可相当となった農地となりますが、その後、譲渡人と譲受人の間で、契約が不成立となったため、昨年6月3日付け、取下げ申請が提出されております。</p> <p>この度、新たな者を太陽光発電事業者とする転用申請となります。譲渡人は、●●、譲受人は、●●であります。フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、不陸整正後、防草シートを敷設します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、穴吹林業総合センターの東、約●●mに位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法 第5条の規定による許可申請について、5案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1から番号3は、1番・藤本 委員さんお願いします。</p>
1番 藤本 尚人 委員	<p>1番・藤本です。</p> <p>現地確認は、3月19日におこなっております。まず、1番の案件ですが、畑が既に住宅用地や進入路として使用されておりました。塀の中の農地でありまして、周辺農地への影響もなく、始末書も提出されておりますことから、問題ないと思われまます。また、2番、3番の案件につきましても、事務局説明のとおり、事後申請の案件となりますが、当初計画とは違った形で太陽光発電施設が設置され工事完了しておりますが、現場確認いたしましたところ、事業変更による周辺農地への影響はないと思われまます。また、始末書も提出されており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号4は、5番・藤原委員さんお願いします。</p>
5番 藤原 昌樹 委員	<p>5番・藤原です。</p> <p>現地確認してまいりました。美馬町坊ヶ谷の農地であります。実際、農業をするのには日当たりも悪く、農業利用には適していない農地ですが、●●</p>

	の●●さんが産業廃棄物の処理施設とすることには、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
事務局長	ありがとうございました。 番号5は、2番・谷委員さんお願ひします。
2番 谷 富廣 委員	2番・谷です。 現地確認は、3月19日に行いました。問題ないと思われます。 ご審議よろしくお願ひします。
議長	ご報告、ありがとうございました。 それでは、番号1から番号5の許可申請5案件について、審議を行います。 何かご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(7番、河野委員挙手)
議長	7番・河野委員どうぞ。
7番 河野 弘彦 委員	7番・河野です。 異議はないのですが、勉強のために質問させてください。2番の案件で、過去に賃貸借権として、たぶん20年間以上設定されておると思いますが、その事業計画変更として申請が出ておりますが、過去の賃貸借権の設定の取消の後に、新しい人に、総面積を賃借というような形と私は考えているのですが、賃借権の取消がうたわれてないようなのですが、これは、同じ土地に二重の賃借権があると考えてよろしいのですか。
	(事務局担当、挙手)
事務局担当	登記等においては、前の事業者の方で賃貸借の権利設定はしておりませんで、そのまま、次の事業者が設定を行うということとなります。
7番 河野 弘彦 委員	ありがとうございました。
議長	他に、ございませんか。 それでは、お諮りいたします。この番号1から番号5の5案件について、許可相当とすることに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請、5案件につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第5 議案第14号 非農地証明願について、事務局からの説明

	を求めます。
事務局長	<p>議案第14号 非農地証明願につきまして 3件の説明をいたします。 議案書7ページをお願いします。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請場所は、脇町馬木字北馬木●●。地目は、畑。面積は、237㎡となります。申請者、●●より非農地証明願が提出されております。</p> <p>申請農地は、馬木集会所の北、約●●に位置する農地です。昭和57年6月に隣接する宅地に居宅を建築した際、農地転用許可が必要であることを知らずに、申請農地に地番をまたぐ形で建築が行われ、駐車場や庭として利用していたとのことであります。申請者から提出されました日本地図センター発行による当時の航空写真からも、既に宅地として利用されていたことが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない農地、白地であることを確認しております。申請地は、宅地化されて、40年以上が経過しており、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断がされます。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>申請場所は、脇町字西赤谷●●、●●、●●。地目等詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、1,867㎡となります。申請者、●●より、非農地証明願が提出されております。申請農地は、共進集会所の北、約●●mに位置する農地で、土地賃貸借契約が交わされた土地であります。昭和57年4月に申請地に●●の医院が開業した際、病院建物が建築され、また、個人宅地として、現在まで利用されています。申請者から提出されました日本地図センター発行による当時の航空写真からも、既に宅地として利用されていたことが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない農地、白地であることを確認しております。申請地は、宅地化されて、40年以上が経過しており、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断がされます。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>次に、番号3です。</p> <p>申請場所は、穴吹町三島字三谷●●。地目は、田。面積は、745㎡となります。申請者、●●より、非農地証明願が提出されております。申請農地は、</p>

	<p>穴吹林業総合センターの●●農地です。過去には、水田として利用された農地ではありますが、水利状況が劣悪であり、耕作には不向きな農地であったことから、20年以上、放置したことにより、隣接する山林から竹による侵食が進み、現在は、竹林となったものです。申請者から提出されました日本地図センター発行による当時の航空写真からも、既に山林化された状態であることが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない農地、白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断がされます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、11番・櫻間委員さんは欠席ですので、事務局より報告を求めます。</p>
事務局長	<p>11番・櫻間委員より、先日、事務局と現地確認を行った結果、問題のあるところはございませんでしたとのご報告を頂いております。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号2は、4番・原田委員さんお願いします。</p>
4番 原田 政憲 委員	<p>4番・原田です。3月15日、事務局と現地確認を行った結果、問題のあるところは、ございませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号3は、2番・谷委員さんお願いします。</p>
2番 谷 富廣 委員	<p>2番・谷です。3月14日、事務局と現地確認を行った結果、問題のあるところは、ございませんでした。ご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ご報告、ありがとうございます。それでは、審議を行います。</p> <p>何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。</p>
	<p>(何もなし。)</p>
議長	<p>無いようです。</p> <p>それでは、お諮りいたします。非農地証明願3案件について、非農地証明書を発行することに、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第14号 非農地証明願、3案件については、非農地証明を発行することと決定いたします。</p>

議長	次に、日程第6 議案第15号 美馬市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	<p>議案第15号 美馬市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令について説明いたします。</p> <p>国において、令和3年5月19日公布されました、個人情報の保護に関する法律 において、現在、地方公共団体が個々に条例等で定めている個人情報保護制度について、法に基づく全国的な共通ルールにより運用することとなり、本年4月1日施行されることとなります。このことに伴い、美馬市においても、現行で定める「美馬市個人情報保護条例」は、令和5年3月17日に市議会の議決を受け、廃止となりました。このことに伴い、美馬市農業委員会において定めております個人情報の保護に関する規程につきましても、同様に廃止が必要となります。以上により、美馬市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令についてを上程しております。</p>
議長	それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(何もなし。)
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>それでは、美馬市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令について、原案どおりとすることに、ご異議は、ございませんか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第15号 美馬市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する訓令について、原案どおりとすることと決定いたします</p>
議長	<p>次に、日程第7 議案第16号 令和4年度第12期美馬市農用地利用集積計画書についてでございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。</p> <p>お手元にお渡しをしております資料のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の利用権設定面積は、 22, 212 m²、 ・更新の利用権設定面積は、 27, 165 m²です。 ・利用権設定筆数は、 81 筆、 ・利用権を設定する件数、延べ 20 件、 ・利用権設定を受ける者・組織は、 15 件です。 <p>以上の計画は、18条第3項の、各要件を満たしております。</p>

	ご意見ございますか。
	(何もし。)
議長	お諮りいたします。それでは、議案第16号 令和4年度第12期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することに、ご異議は、ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	<p>以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、令和5年 第3回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の総会は、4月27日(木)午後2時からの開催予定です。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。